

新型コロナウイルス感染症出席停止期間について

(1) 感染者への出席停止期間について

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日(24時間)を経過するまで」
です。出席停止解除後登校する際は、5日間程度はマスクの着用をお願いします

(2) 濃厚接触者については特定されません。

同居している家族が感染・発熱、又は感染者と接触があった、飲食を共にした者であっても
症状がなく、感染が確認されていない児童生徒は登校が可能です。

【早見表】

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目
発症後1日目に症状軽快	発症	軽快	軽快後 1日目	自宅 療養	自宅 療養	自宅 療養	登校 可能	
発症後2日目に症状軽快	発症	自宅 療養	軽快	軽快後 1日目	自宅 療養	自宅 療養	登校 可能	
発症後3日目に症状軽快	発症	自宅 療養	自宅 療養	軽快	軽快後 1日目	自宅 療養	登校 可能	
発症後4日目に症状軽快	発症	自宅 療養	自宅 療養	自宅 療養	軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
発症後5日目に症状軽快	発症	自宅 療養	自宅 療養	自宅 療養	自宅 療養	軽快	軽快後 1日目	登校 可能

早見表の見方について

1. 発症した日を0日目と数える

発症とは、病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状が始まった日のことです。
病院を受診したときに、医師に症状について相談し、発症日を確認する必要があります。

2. 症状が軽快した日を0日、その翌日から軽快後1日目と数える

軽快した日とは、0時から24時までの間、常に平熱状態にあった日のことです。

3. 最短でも発症してから5日間は出席停止、6日目登校再開となります。

また、症状が軽快した日によって、出席停止の期間が延長されます。